

## B13

### 発注関係事務処理細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、この細則を定める。この細則は、発注関係の事務処理に適用する。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(金額の見積もり)

第2条 事務遂行上必要な外部との契約もしくは発注その他物品購入などにより、当学会が債権を有しまたは債務を負担することとなる場合（以下「発注」という。）は、原則としてつぎの区分に従い、発注しようとする部、支部、事務局、委員会等（以下「担当部等」という。）が見積書を取り寄せるものとする。

- (1) 予想金額 1,000,000 円未満 1 社の見積
- (2) " 1,000,000 円以上 5,000,000 円未満 2 "
- (3) " 5,000,000 円以上 3 "

(発注の判断)

第3条 発注の可否、発注金額及び発注先の決定に係わる判断は、次の各項によるものとする。

- 2 予想金額 100,000 円未満の発注の場合は、担当部等が当該判断を行うものとする。
- 3 予想金額が 100,000 円以上 300,000 円未満のもの場合は、担当部等が当該判断を行い、事前に担当部等の長の承認を得るものとする。
- 4 予想金額が 300,000 円以上 1,000,000 円未満のもの場合は、担当部等が当該判断を行い、事前に専務理事の承認を得るものとする。
- 5 予想金額が 1,000,000 円以上のもの場合は、担当部等が当該判断を行い、事前に理事会の承認を得るものとする。
- 6 第2条および第3条1から5に該当しない発注として、次の各号を定める。ただし、見積社数は担当部等の判断に必要な数とする。
  - ① 日本地すべり学会研究発表会に関する発注は、予想金額が 100,000 円以上のもので本部発注のものについては事業計画部長の、日本地すべり学会研究発表会実行委員会の発注のものについては幹事長の承認を事前に得るものとする。
  - ② 「日本地すべり学会誌」の印刷製本の発注は、編集委員長が判断するものとする。
  - ③ 「日本地すべり学会誌」以外の刊行物で 300,000 円以上の印刷製本の発注は、担当部等が当該判断を行い、事前に出版委員長の承認を得るものとする。
  - ④ 受託業務に関わる発注は、担当部等が当該判断を行い、予想金額が 300,000 円以上

5,000,000 円未満のものについては事前に研究代表者の承認を得るものとし、予想金額が 5,000,000 円以上のものについては事前に理事会の承認を得るものとする。

7 発注に当たっての事前の承認は、様式一 1 に定める発注伺書により行うものとする。承認された発注伺書は決算時に事務局が集約する。

(発注の事務)

第 4 条 発注等は、契約書の取交わしまたは発注書により行う。

附則 (平成 24 年 8 月 28 日理事会議決)

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に制定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 (令和元年 8 月 20 日理事会議決)

この細則は、令和元年 8 月 20 日に一部改訂したもので、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# 発注伺書

承認権者 殿

令和 年 月 日

承認		判断 (担当部等)	
—	承認権者	〇〇部	
—			

## 〇〇〇〇購入の件について

このことについて、下記の通り発注してよろしいか

1. 件名・物品名等
2. 見積金額
3. 発注先
4. 理由

例)

- ・〇〇のために事業計画に計上した発注であり、〇社の見積を比較した結果であるため
- ・事業計画には無かったが、〇〇のために必要な発注であり、〇社の見積を比較した結果であるため
- ・〇〇のための発注であるが、内容の特殊性により見積社数は〇社に限られるため。

\*備考 発注金額に応じて細則に定める見積書を添付する